

委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「22世紀に残す佐賀県遺産」バスツアー業務委託

2 目的

美しい景観の地区や地域を象徴する建造物として認定された佐賀県遺産を巡るバスツアーを実施することで、県民の郷土に対する誇りや愛着心を育み、訪れる機会を創り出すことを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日

4 業務内容

「22世紀に残す佐賀県遺産」に認定されている県内66箇所の中から、数か所を選定した3コース（別紙「行程表（案）」）について、佐賀県遺産を広く県民に知っていただくためのバスツアーを実施する。「22世紀に残す佐賀県遺産」バスツアー業務委託に係る以下の業務とする。

（1）開催日（各日帰り、3コース）※各記載日のうちいずれか1日（予定）

① 小城・唐津コース

令和7年9月20日（土）、21日（日）、23日（火祝）、27日（土）

② 佐賀東部コース

令和7年11月8日（土）、9日（日）

③ 多久・唐津うわば・伊万里コース

令和7年11月22日（土）、23日（日祝）、24（月祝）

（2）行程

別紙「行程表（案）」のとおり

（3）参加予定人数

一般参加者 120人程度（40人×3日）

※11月実施のコース2及び3については、ふるさと納税寄付者特別枠を上限各10名設定する。当該枠の参加者の負担金については、県が負担する。

（4）移動手段の手配

大型バスの手配（正席が45席以上のもの）を行う。

※運転士を含む。

※駐車場代、有料道路代を含む。

(5) 昼食の手配

- ・参加者の昼食の手配を行う。昼食の選定にあたっては、佐賀県産の食材を使用した会席等の提供が可能な施設を手配すること。

(6) 参加者負担金

昼食代及び傷害保険代を考慮して、参加者負担金を設定する。

負担金：3,000円～5,000円程度／人

(7) 入場料

入場にあたり料金が必要な施設及び料金（一人当たり）は以下のとおりである。

- ・大興善寺：480円(40名以上) ※20～39名の場合は540円
- ・山田ひまわり園（清掃協力金）：100円（※大人のみ）
- ・旧中尾家住宅：168円（団体料金）
- ・前田家住宅（施設維持協力金）：300円（※高校生以下は任意）

(8) 参加者の募集及び決定

- ・参加者募集について、幅広い年齢層の県民への広報に努めるものとする。
- ・参加者の募集を行い、コース1（小城・唐津コース）については、先着順により、コース2及び3については、抽選により（応募多数の場合は抽選による当落を決定の上、当選者には集合場所や時間等について連絡を行うとともに、落選者にも連絡を行う）決定する。

※応募はグループでの申し込み可（1組4名まで）、コースの重複応募可、また県内外を問わない。

※キャンセル待ちを設定し、極力定員での実施に努めること。なお、コース2及び3については、ふるさと納税寄付者特別枠10名分が埋まらなかった場合を考慮したキャンセル待ちの人数を設定し、チラシ等でその旨を明記すること。

※募集にあたり昨年度と同ツアーへの参加者は申込みをご遠慮いただく旨を記載することを予定している。具体的な対応は委託決定後に調整を行う。

- ・応募は、自社HP又はメールでの申し込みにより行う。
※来店された場合のみ、店頭での申し込みも受け付けることとしてもよい。
- ・参加者に参加費（昼食代及び傷害保険代）についてアナウンスをする。

(9) 募集チラシの作成及び配布

- ・参加者募集案内（参加申込書）チラシの作成、店頭等への設置、配布を行う。（100部）

(10) バスガイドの手配

- ・行程中の随行及び案内を行う。

※バス内又は施設前において各施設の概要説明を行うこと。

(11) その他佐賀県遺産バスツアーの実施に関すること

- ・参加者の傷害保険加入事務手続きを行う。
- ・参加者の受付（参加費の徴収）を行う。

- ・行程における各ポイントとの調整及び入場料、ガイド料（指定額）等の支払い（必要な箇所のみ）を行う。

※各佐賀県遺産の箇所については、まちづくり課が所有者や市町担当課等に訪問の依頼を行う。

- ・昼食代、入場料及び保険料は受託者負担とする。
- ・各ポイントでのバスの駐車場所、トイレ休憩の箇所の斡旋、調整を行う。
- ・参加者の安全を確保できる実施体制を整える。
- ・事業の目的に沿い、制度啓発に努めるものとする。

(12) 業務報告

- ・ツアー終了後、参加者にアンケートの提出をしていただくため、記入のお願い及び用紙を回収し、まちづくり課に提出すること。

- ・ツアー実施中の各箇所の写真撮影を行いデータで提出すること。
- ・実施報告書を提出すること。

5 その他の留意事項

- (1) 委託業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する事項を定める。
- (2) 委託業務に従事する者又は従事していたものが、当該委託業務に関して知り得た個人情報を不正に使用した場合などは、個人情報の保護に関する法律上の罰則規定に基づき処罰されることがある。
- (3) 受託業者が作成したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。ただし、受託業者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (4) 募集チラシ等の作成にあたり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。